

マイナンバーカードの健康保険証利用が開始されました!

オンライン資格確認が令和3年10月20日から開始され、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。利用するには、マイナポータルで健康保険証の利用申込みが必要となります。利用申込みに関すること及び利用できる医療機関・薬局は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

マイナンバーカード 対応医療機関

検索

特定健康診査等の情報が閲覧できます

- ・マイナポータルを通じ本人による自らの特定健康診査(令和2年度受診分から)の閲覧ができます。
- ・当組合は、組合員(被扶養者)が資格取得前に加入していた保険者が保有する特定健康診査等の情報について、オンライン資格確認等システムを通じて提供を求めることができるようになりました。ただし、組合員(被扶養者)本人の申し出により情報提供に同意しないこともできますので、同意しない場合は所属所の共済事務担当課まで申し出てください。